

(平成 26 年 4 月 1 日改訂)

国営木曾三川公園 アクアワールド水郷パークセンター利用規則

(目的)

- 1 条. 本規則は、国営木曾三川公園アクアワールド水郷パークセンター内に設置されたパークパートナー棟、パークセンターホールの利用方法を定め、安全で快適な公園利用に資することを目的とする。

(適用)

- 2 条. 本施設の利用は、都市公園法および関連法令に定めるものの他、この規則によるものとする。

(利用受付対象者)

- 3 条. 本施設の利用者は、公園の管理運営に協力し、次の各号の活動を公園利用者に対して行う者とする。

- (1) 国営木曾三川公園を楽しむための展示、講座、体験工房、ワークショップ等の活動
- (2) 環境に配慮した暮らしのためのリサイクル用品や省資源等の各種提案

- 2 前項に合致する利用者に対しては利用料金を無料とする。前項に合致しない一般団体及び個人において開催される会議、研修会等で使用する場合において本利用規則第 6 条に定める利用料金を徴収するものとする。

- 3 前項、利用料金を徴収する者の受付においては第 6 条における料金表単位当たり 1 名（団体）を限度数とする。

- 4 条. 公園管理者は、利用申込書等の書類審査を行うとともに必要に応じて意見を聴取し、目的に照らして適切と判断される場合、利用受付書を発行する。ただし、活動内容が次の各号のいずれかに該当する場合、利用の受付は行わないものとする。

- (1) 政治・宗教活動、営利を目的とする行為
- (2) 秩序を乱し、または公平性・公益性を欠くと認められる行為
- (3) その他公園管理上支障があると認められる行為

(利用期間、利用時間および休園日) ※平成 26 年 1 月現在、見込

5 条. 本施設の利用期間、利用時間および休園日は、原則として次の通りとする。

(1) 利用期間

本施設の利用期間は 1 団体につき 3 ヶ月以内とする。

(2) 利用時間

3 月 1 日～11 月 30 日 9 時 30 分～17 時

12 月 1 日～2 月末日 9 時 30 分～16 時

(3) 休園日

毎月第 2 月曜日 (第 2 月曜が祝日の場合その翌日)

年末 (12/31、1/1)

(利用料金)

6 条. 本施設の利用料金は、次表のとおりとする。

パークパートナー棟	1 日当たり使用料金	
	1 階	2 階
1 号棟	3,400 円	2,200 円
2 号棟	2,800 円	1,900 円
3 号棟	3,400 円	2,700 円
4 号棟	3,600 円	2,100 円
5 号棟	3,600 円	1,600 円
6 号棟	5,000 円	2,000 円

パークセンターホール	1 時間当たり使用料金
ホール及び楽屋	580 円

(利用申込)

7 条. 利用希望者は、使用開始予定日の 3 ヶ月前の 1 日から 1 ヶ月前までに、利用申請書、団体の概要書および利用計画書を木曾三川公園管理センター長に提出し木曾三川公園管理センターの受付を行うものとする。但し、パークセンターにて過去 1 年以内に同じ内容の活動実績がある団体に関しては、団体の概要書の提出を省く事ができる。

(利用申込の変更)

8条. 利用申込者が利用日の変更や軽微でない利用内容の変更、追加、利用の取消しを希望する場合、使用予定日の1ヶ月前までにパークセンター使用変更届を木曾三川公園管理センター長に提出し木曾三川公園管理センターの受付を行うものとする。

- 2 前項の変更等を行う者は変更内容を自己の責任の下参加者に周知する義務を負う。
また、利用の取消しにあたっては変更届提出期限に間に合わない場合も木曾三川公園管理センターへ連絡するものとし、同じく自己の責任の下参加者に周知する義務を負う。

(利用許可の取り消し)

9条. 利用許可を受けた者（以下「施設利用者」という。）が申し込み内容と著しく異なる活動を行ったとき、その他公園管理上支障があると認められる場合は、木曾三川公園管理センターは受付の取り消しを行うことができる。

(利用料の納付)

10条. 有料施設利用者は、パークセンターインフォメーションハウスにて使用予定日前日までに使用料を納付する。

(利用の取り消し)

11条. 施設利用者が利用の取消しを希望する場合、使用予定日の1ヶ月前までにパークセンター使用変更届を木曾三川公園管理センター長に提出し木曾三川公園管理センターの受付を行うものとする。

- 2 パークセンター使用変更届を提出する時点で、利用料金を既に納付した施設利用者に対しては利用料金の変更を行う。
- 3 次の各号に該当する場合、今後の利用が制限される。
 - (1) 所定の期日までに利用の取り消しの届けが無く且つ利用料金を納付しなかった場合。
 - (2) 所定の期日までに利用の取り消しの届けが無く且つ利用のキャンセルが多いと判断される場合。
 - (3) 連絡無く利用のキャンセルを行った場合。

(禁止行為)

12条. 本施設内では、安全で快適な利用を確保するため、次の各号に該当する行為は、原則として禁止する。

- (1) 指定場所以外で火器類等の使用、飲食、喫煙すること。
- (2) 安全かつ快適な利用に支障のある行為および施設を損傷、汚損するおそれのある行為を行うこと。

(3) 指定場所以外にごみを捨てること。

(4) 宿泊、その他木曾三川公園管理センターの指定する禁止行為。

(日常管理)

13条. 施設の利用について、施設利用者は次の各号に該当する日常管理を行う義務を負う。なお、建物・外構等の維持補修、外壁清掃、電気・空調設備の保守点検は木曾三川公園管理センターが実施する。

(1) 日々の清掃、整理整頓し施設の適切な保持に努めること。

(2) 活動時に使用する施設の点検を実施し、必要に応じ一般利用者に対して指導を行うこと。

(3) 1日の施設利用終了後は消灯し施錠すること。

(緊急時の対応)

14条. 施設利用者は事故、災害等緊急の場合、一般利用者の安全を確保するとともに速やかに木曾三川公園管理センターに連絡するなど必要な措置を取らねばならない。

(現状復旧)

15条. 施設利用者は、故意または過失により施設に損傷を与えた場合、その責任において公園職員等立会いの下、現状に復する。

(利用者の責任)

16条. 施設利用者は故意又は過失により、第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(利用報告書の提出)

17条. 施設利用者は利用終了後速やかに木曾三川公園管理センターに利用報告書を提出するものとする。